

徳島県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

| | | | | | |
|-----|----------|------|--|------------------|----------|
| 2 0 | 整理 番号 | 路線名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始の期日 |
| | | 石井神山 | 名西郡神山町阿野字下地一 九番一地从先から 同 五番地先まで 七 | 三四九・〇 | 令和二年七月十日 |